

岡山県ものづくり女性中央会 会則

(目 的)

第1条 本会は、ものづくりの分野において、経営力を発揮している岡山県内女性経営者の集まりを結成することにより、働き方改革などの施策推進、具体的な提言、研鑽等を通じて県内ものづくり中小企業団体の発展に寄与することを目的とする。

(名 称)

第2条 本会は、岡山県ものづくり女性中央会（以下「本会」という。）と称する。

(事 務 局)

第3条 本会の事務局は、岡山県中小企業団体中央会内に置く。

(事 業)

第4条 本会は、次の事業を行う。

- (1) 会員の経営能力の向上及び研鑽のため「女性経営塾」の開催。
- (2) 全国レディース中央会の実施する研修会、研究会、交流会等への参加。
- (3) 国、県、全国中小企業団体中央会等に対する提言や施策の協働。
- (4) 各種情報の収集及び提供。
- (5) 会員同士の交流促進に関する事業。
- (6) 岡山県中小企業団体中央会の行う事業に対する参加・協力。
- (7) その他、前各号の事業に附帯する事業。

(会員の資格)

第5条 岡山県下に事業所を有し、次に該当する方とする。

- (1) ものづくり企業の女性経営者及び女性役員。
- (2) 本会の趣旨に賛同し、本会役員が認めた女性経営者等。

(加入脱退)

第6条 本会の趣旨に賛同し、加入しようとする者は、本会会員より1名以上の推薦、または事務局より推薦を受け役員会の承認を受け加入するものとする。

2 会員は、予め通知し、役員会の承認の後に脱退することができる。

(会費及び経費の賦課)

第7条 本会は、会員に対して総会に諮り会費及び経費を賦課することができる。

2 会員が脱退した場合でも、すでに徴収した経費は返還しない。

(役員の数)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 4名以上6名以内
- (2) 監事 1名

(役員を選任)

第9条 役員は、会員の中から、総会において理事及び監事を選任し、理事のうちから互選により会長1名、副会長3名を選任する。

2 役員は会員の構成員のうちから選任する。

(役員任期)

第10条 役員任期は、2年又は任期中の第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。または、就任後第2回目の通常総会が2年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を延長する。ただし、再選を妨げない。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表して業務を執行する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故又は欠員のあるときは、役員会において定めるところに従い、その職務を代理し、又は代行する。

3 理事は、会長及び副会長を補佐して、事業推進に参画する。

4 監事は、本会の業務及び会計の状況を監査する。

(機関)

第12条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会

2 会議は、必要に応じ会長が招集し、その議長となる。

(総会)

第13条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会においては次の事項を議決する。

- (1) 事業報告及び決算の承認
- (2) 事業計画及び予算の決定
- (3) 役員を選任
- (4) 会費及び経費の賦課
- (5) 会則の制定及び変更
- (6) その他役員会が必要と認める事項

(総会の議事)

第14条 総会の議事は、会員の半数以上が出席（委任状含む）し、出席者の議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは議長の決するところによるものとする。

(役員会)

第 15 条 役員会は、会長、副会長、理事及び監事をもって構成する。

2 役員会において、次の事項を議決する。

(1) 総会に提出する議案

(2) その他業務の執行に関する事項で必要と認める事項

(役員会の議事)

第 16 条 役員会の議事は、出席役員の過半数で決するものとする。

(部会・委員会)

第 17 条 本会にその目的遂行のため、役員会の議決を経て部会・委員会を置くことができる。

(部会・委員会の組織等)

第 18 条 部会・委員会に部会長・委員長 1 名、部員・委員を置く。

2. 部会長・委員長、部員・委員は、会長が役員会の承認を経て委嘱する。

(部会・委員会について必要な事項)

第 19 条 前 2 条に規定するもののほか、部会・委員会について必要な事項は、役員会の議決を経て別に定める。

(直前会長・顧問・相談役)

第 20 条 本会に直前会長、顧問及び相談役を置くことができる。

2. 直前会長、顧問及び相談役は本会の目的達成について必要な重要事項について会長の諮問に応じる。

3. 直前会長、顧問及び相談役は会長が役員会の承認を得て委嘱する。

4. 第 10 条（役員の任期）の規定は直前会長、顧問及び相談役に準用する。

(事業年度)

第 21 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

附 則

1 本会会則は、平成 30 年 8 月 30 日から施行する。

2 令和 2 年 6 月 16 日改正